

## 社債の発行

社債の発行手続は、募集株式や新株予約権を発行する場合ほど複雑な手続を要しない。そこで、先に社債の発行手続について説明する。

### 1 発行事項の決定内容

社債<sup>1</sup>を発行する場合、会社は次の事項を決定する必要がある。

- i 社債の総額 (676①)
- ii 各社債の金額 (676②)
- iii 社債の利率 (676③)
- iv 社債の償還の方法及び期限 (676④)
- v 利息支払の方法及び期限 (676⑤)
- vi 社債券を発行するときは、その旨 (676⑥)
- vii 社債権者が記名式・無記名式の転換請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨 (676⑦)
- viii 社債管理者が社債権者集会の決議によらずに訴訟行為等を行うことができることとするときは、その旨 (676⑧)
- ix 各社債の払込金額 (各社債と引換えに払い込む金銭の額) 若しくはその最低金額又はこれらの算定方法 (676⑨)
- x 募集社債と引換えにする金銭の払込みの期日 (676⑩)
- xi 一定の日までに社債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、社債の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日 (676⑪)
- xii 数回に分けて社債と引換えに金銭の払込みをさせるときは、その旨及び各払込みの期日における払込金額 (676⑫、施行規則 162①)
- xiii 他の会社と合同して募集社債を発行するときは、その旨及び各会社の負担部分 (676⑬、施行規則 162②)
- xiv 社債と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産を給付する旨の契約を締結するときは、その契約の内容 (676⑭、施行規則 162③)
- xv 社債管理者に法定権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容 (676⑮、施行規則 162④)
- xvi 社債管理者の辞任事由を管理委託契約で定めるときは当該事由 (676⑯、施行規則 162⑤)

以上のほか、振替社債とする場合は、発行事項を決定する段階で、その旨を定める (社債株式振替 66)。

---

<sup>1</sup> 社債発行の手続きにおける会社法の条文の規定は、社債のことを「募集社債」という言い方をする (676 参照) が、ここでは単に「社債」という。

## 2 社債の発行の決定機関

社債発行の決定機関は、取締役会である（362IV⑤）。委員会設置会社の場合、執行役に委任できる（416IV本文）。取締役会で上記発行事項を決定する場合、そのすべてを決定しても構わないが、取締役会で必ず決定すべき事項は、次のとおりで、その他の事項は代表取締役等の社債に関する業務執行を行う取締役に委任できる<sup>2</sup>。

- i 社債の総額（362IV⑤）
- ii 二以上の募集に係る発行事項の決定を委任するときは、その旨（362IV⑤、施行規則 99①）
- iii 募集社債の総額の上限（二以上の募集に係る場合は、各募集に係る募集社債の総額の上限の合計額）（362IV⑤、施行規則 99②）
- iv 社債の利率の上限その他の利率に関する事項の要綱（362IV⑤、施行規則 99③）
- v 募集社債の払込金額の総額の最低金額その他の払込金額に関する事項の要綱（362IV⑤、施行規則 99④）

## 3 申込み・割当て

### （1）勧誘

会社は、募集に応じて社債の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- i 会社の商号（677 I ①）
- ii 募集事項（上記 1 で決定した事項である）（677 I ②）
- iii 社債管理者を定めたときは、その名称及び住所（677 I ③、施行規則 163①）
- iv 社債原簿管理人を定めたときは、その氏名又は名称及び住所（677 I ③、施行規則 163②）

振替社債を発行する場合は、社債株式振替法の適用のある社債であることも示さなければならない（社債株式振替 84 I）。

有価証券の募集に該当する方法で社債を発行し、有価証券届出書や発行登録をした場合、目論見書を作成し（金商法 13 I、II）、これを申込みをしようとする者に交付する必要がある（金商法 15 II）。目論見書は、有価証券届出書に記載すべき事項のほとんどが記載され、発行される証券情報も記載されるため、上記通知事項は目論見書にほぼ記載される。そのため、目論見書を交付した場合は、これとは別に上記通知をする必要はない<sup>3</sup>（677IV）。

### （2）申込み

<sup>2</sup> 取締役に委任できることにより、委任の範囲内で市場の動向等を見極めながら迅速に社債を発行することが可能となる。また、社債の総額を複数回に分けて発行する、いわゆるシリーズ発行も可能となると言われている。

<sup>3</sup> 金商法（同法 27 の 30 の 9、企業開示府令 23 の 2）の規定に基づいて目論見書に記載すべき事項を電磁的方法で提供している場合でもよい（施行規則 164①）

社債の募集に応じて引受の申込みをする場合は、次の事項を記載した書面<sup>4</sup>を会社に交付しなければならない。

- i 申込みをする者の氏名又は名称及び住所（677Ⅱ①）<sup>5</sup>
- ii 引き受けようとする社債の金額及び金額ごとの数（677Ⅱ②）
- iii 会社が払込金額の最低金額を定めたときは、希望する払込金額（677Ⅱ③）

振替社債の申込みをする場合は、自己の振替口座簿の口座も記載する必要がある（社債株式振替 86Ⅲ）。

この申込書用紙は、事実上、会社ないしは社債の募集を仲介する金融商品取引業者が用意し、これに申込者が記載して会社に交付することになる。

申込みがあると、会社は社債を割り当て、割り当てる社債の金額及び金額ごとの数を定めた上で、これを払込期日の前日までに申込書記載の住所宛に通知する。その結果、割り当てがなされた社債の金額を社債の総額として社債は成立することになる<sup>6</sup>。ただし、募集事項として、一定の日までに社債の総額について割り当てがなされなければ社債の全部を発行しない旨を定めている場合は、社債は成立しない（676Ⅰ）。

総額引受の場合、事前に会社と引受予定者との間で十分な協議がなされるはずなので、以上の申込み・割り当てという手続は必要とされない（679）。

#### 4 社債権者となる時期

申込者が社債権者となるのは、会社が割り当てた段階、総額引受の場合は、総額引受契約が成立した段階である（680）。払込を必要としない。この点で、募集株式や新株予約権の発行の場合とは著しく異なる。これは、社債の分割払込（676Ⅱ、施行規則 162①）が認められているためである。

#### 5 払込み

社債の申込者は、払込期日までに払込金額の払込みを行う（676Ⅲ）。払込方法に特段の規定はなく、募集株式発行の場合のような相殺禁止、払込取扱機関といった仕組みは存在しない。

#### 6 社債券の発行

募集事項として社債券を発行する旨が定められている場合、会社は、社債を発行した後遅滞なく社債券を発行しなければならない（696）。

---

<sup>4</sup> 会社の承諾の上で電磁的方法で提供することでも可能である（677Ⅲ）。事実上、募集段階で電磁的方法を認めるか否かを会社として決めておくのが普通であろう。

<sup>5</sup> なお、677条1項の通知事項の変更があったときは、直ちに申込者に通知する必要があるが（677Ⅴ）、申込者に対する会社からの通知事項の通知は、この申込書記載の住所宛にすれば足り（677Ⅵ）、たとえその通知が到達しなくても、通常到達すべき時に到達したものと見なされる（677Ⅶ）。

<sup>6</sup> 社債の打切り発行である。

## 7 社債発行手続の瑕疵

募集株式発行手続の瑕疵のような、社債の発行手続に瑕疵があった場合の特別の規定は存在しない。したがって、一般的には発行手続の瑕疵は社債発行の無効原因になるといわざるを得ず、しかもそれは当然に無効である。

ただし、それだと著しく社債の取引安全を害することになるので、あらゆる瑕疵が無効原因となるわけではなく狭く解すべきだという学説も存在する<sup>7</sup>。

---

<sup>7</sup> 社債としては無効だとしても、例えば総額引受の場合、無効行為の転換の一種として単純な金銭消費貸借契約と解することができる場合もあり得るのではないだろうか。